(30)　首都直下地震対策特別措置法（平成二十五年法律第八十八号）に基づく地震防災対策に関すること。

(31)　東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四条第九項に規定する復興推進計画の認定に関すること、同法第四十四条第一項に規定する指定金融機関の指定及び復興特区支援利子補給金の支給に関すること、同法第四十六条第一項に規定する復興整備計画の推進に関すること、同法第七十七条第一項に規定する復興交付金事業計画に関すること、同法第七十八条第三項に規定する復興交付金の配分計画に関すること並びに同法第二条第三項に規定する復興推進事業、同法第四十六条第二項第四号に規定する復興整備事業及び同法第七十八条第一項に規定する復興交付金事業等に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

(32)　(18)から(31)までに掲げるもののほか、防災に関する施策に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。

(33)　沖縄（沖縄県の区域をいう。以下同じ。）における経済の振興及び社会の開発に関する総合的な計画（以下「振興開発計画」という。）の作成に関すること。

(34)　多極分散型国土形成促進法（昭和六十三年法律第八十三号）の施行に関すること。

(35)　青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成二十年法律第七十九号）第十二条第一項に規定する基本計画の作成及び推進に関すること。

(36)　子ども・若者育成支援推進法（平成二十一年法律第七十一号）第八条第一項に規定する子ども・若者育成支援推進大綱の作成及び推進に関すること。

(37)　(35)及び(36)に掲げるもののほか、青少年の健全な育成に関する関係行政機関の事務の連絡調整及びこれに伴い必要となる当該事務の実施の推進に関すること。

(38)　食育推進基本計画（食育基本法（平成十七年法律第六十三号）第十六条第一項に規定するものをいう。）の作成及び推進に関すること。

(39)　国民生活の安定及び向上に関する経済の発展の見地からの基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること（消費者委員会及び消費者庁の所掌に属するものを除く。）。

(40)　市民活動の促進に関すること。

(41)　少子化に対処するための施策の大綱（少子化社会対策基本法（平成十五年法律第百三十三号）第七条に規定するものをいう。）の作成及び推進に関すること。

(42)　高齢社会対策の大綱（高齢社会対策基本法（平成七年法律第百二十九号）第六条に規定するものをいう。）の作成及び推進に関すること。

(43)　障害者基本計画（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第十一条第一項に規定するものをいう。）の策定及び推進に関すること。

(44)　交通安全基本計画（交通安全対策基本法（昭和四十五年法律第百十号）第二十二条第一項に規定するものをいう。）の作成及び推進に関すること(国土交通省の所掌に属するものを除く。)。

(45)　犯罪被害者等基本計画（犯罪被害者等基本法（平成十六年法律第百六十一号）第八条第一項に規定するものをいう。）の作成及び推進に関すること。

(46)　自殺対策の大綱（自殺対策基本法（平成十八年法律第八十五号）第八条に規定するものをいう。）の作成及び推進に関すること。

(47)　子どもの貧困対策に関する大綱（子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十四号）第八条第一項に規定するものをいう。）の作成及び推進に関すること。

(48)　原子力の研究、開発及び利用に関する関係行政機関の事務の調整に関すること（安全の確保のうちその実施に関するものを除く。）。

(49)　原子力損害賠償支援機構の組織及び運営一般に関すること。

附則第三条の二第一項中「同条第三号ソ及びフ」を「同条第三号(18)及び(32)」に、「ケ」を「(31)」に改める。

附　則

この政令は、子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十四号）の施行の日（平成二十六年一月十七日）から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三

子どもの貧困対策会議令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年一月十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第七号

子どもの貧困対策会議令

内閣は、子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十四号）第十六条第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

（会長）

第一条　会長は、会務を総理する。

2　会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（子どもの貧困対策会議の運営）

第二条　前条に定めるもののほか、議事の手続その他子どもの貧困対策会議の運営に関し必要な事項は、会長が子どもの貧困対策会議に諮って定める。

附　則

この政令は、子どもの貧困対策の推進に関する法律の施行の日（平成二十六年一月十七日）から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三

不動産特定共同事業法施行令及び犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年一月十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第八号

不動産特定共同事業法施行令及び犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第四十九条第四項及び第五十一条並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第二十一条第十項の規定に基づき、この政令を制定する。

（不動産特定共同事業法施行令の一部改正）

第一条　不動産特定共同事業法施行令（平成六年政令第四百十三号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「うち法」の下に「第十条、第十一条第一項、」を、「含む」の下に「。第四項において同じ」を加え、「、第四十条第一項及び第四十条の二第八項」を「、第三十三条、第三十四条第一項、第三十七条第一項、第三十九条、第四十条第一項並びに第四十条の二第二項、第四項、第七項及び第八項」に改め、同項ただし書中「法」の下に「第三十四条第一項、第三十七条第一項、第三十九条、」を加え、同条第二項中「。次項」を「。以下この条」に、「この項及び次項」を「この条」に改め、同条に次の三項を加える。